

地域福祉推進活動応援事業助成団体の募集について
(丹波市社会福祉協議会発足 20 周年記念事業)

社会福祉法人丹波市社会福祉協議会

1 趣旨

少子高齢化や生活困窮などによる多くの課題に対し、地域において課題解決の活動が広がっています。こうした活動を支援するために、丹波市社会福祉協議会では、善意銀行の財源を基に、事業費の一部を助成します。

2 助成対象団体

- ・丹波市内に本拠地を置き、市内で活動している団体
- ・非営利団体

3 助成対象事業の例

- ・障がい者、高齢者、子ども等の集いの場づくり
- ・多世代、多文化等の交流会
- ・ひきこもりなどの当事者や当事者家族に関する相談会
- ・福祉分野の啓発イベントや講演会

4 助成対象とならない事業

- ・丹波市社会福祉協議会の補助金等が充当されている事業
- ・団体の運営を目的とする事業
- ・要支援者に対して、金品を直接支給する事業
- ・営利を目的とする事業

5 助成金額等

対象事業	助成金額	助成回数	助成団体
丹波市内に本拠地を置き、主に市内で活動している団体が行う事業	1 件 20,000 円を上限とする	年 1 回 最大 3 回まで	5 団体まで
丹波市内に本拠地を置き、主に市内で活動している団体が行う事業でかつ、市内全域を対象とした事業であって、300 人以上の集客を行う事業	1 件 100,000 円を上限とする	1 回限り	3 団体まで

6 応募の方法

【募集期間】

令和6年5月28日（火）～6月28日（金）

※応募多数の場合は、選考により決定します。

【申請書類】

①助成金申請書（指定様式）

②対象事業の企画書（任意様式）

③通帳のコピー ※金融機関、支店、口座番号、名義（フリガナ）が確認できるページ

【提出先】

丹波市社会福祉協議会 総務課（丹波市柏原町柏原 2715 柏原福祉センター内）

※申請書は、直接窓口または郵送によりご提出ください。

【注意事項】

助成金の振込に際し、個人名義の通帳へのお振込みはできかねますので、団体の通帳をご用意ください。

7 助成金の返還

正当な利用なく次に掲げるいずれかに該当するときは助成金の全部または一部の返還を求めます。

- ・当該事業を中止したとき、又は当該年度内に完了する見込みがないとき
- ・助成金に余剰が生じたとき
- ・助成金を対象事業以外に使用したとき
- ・申請内容等に虚偽があったとき

8 事業完了報告

事業の完了後、速やかに事業報告書及び事業収支報告書（指定様式）を提出してください。

9 その他

事業実施のための PR 等のチラシには「住民主体の地域福祉推進活動応援事業助成金（丹波市社会福祉協議会）活用事業である」ことの表記をお願いします。